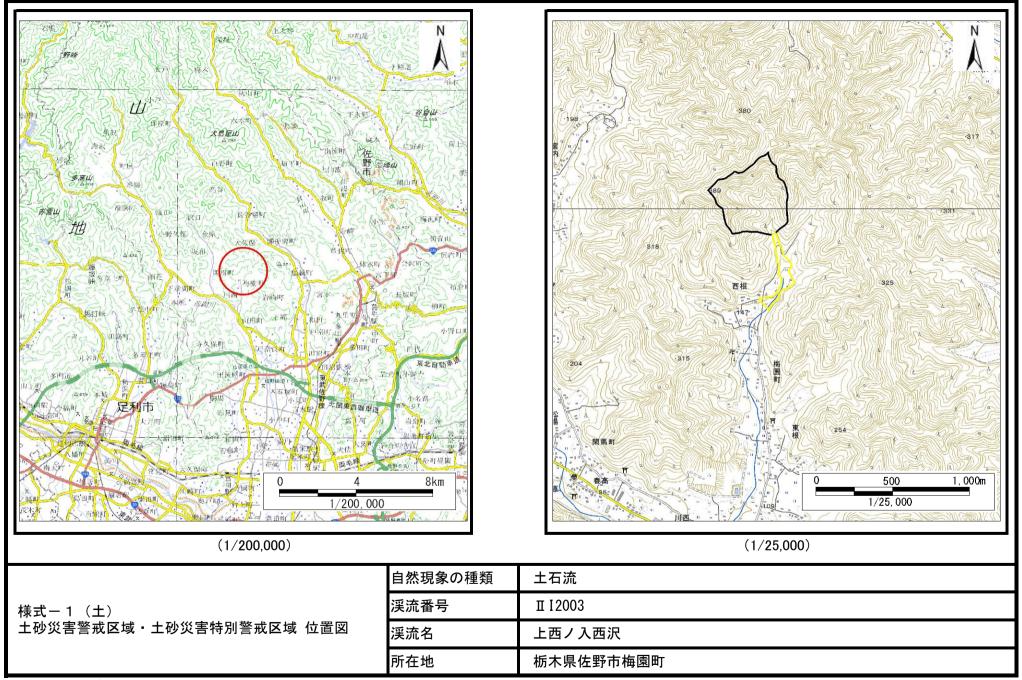
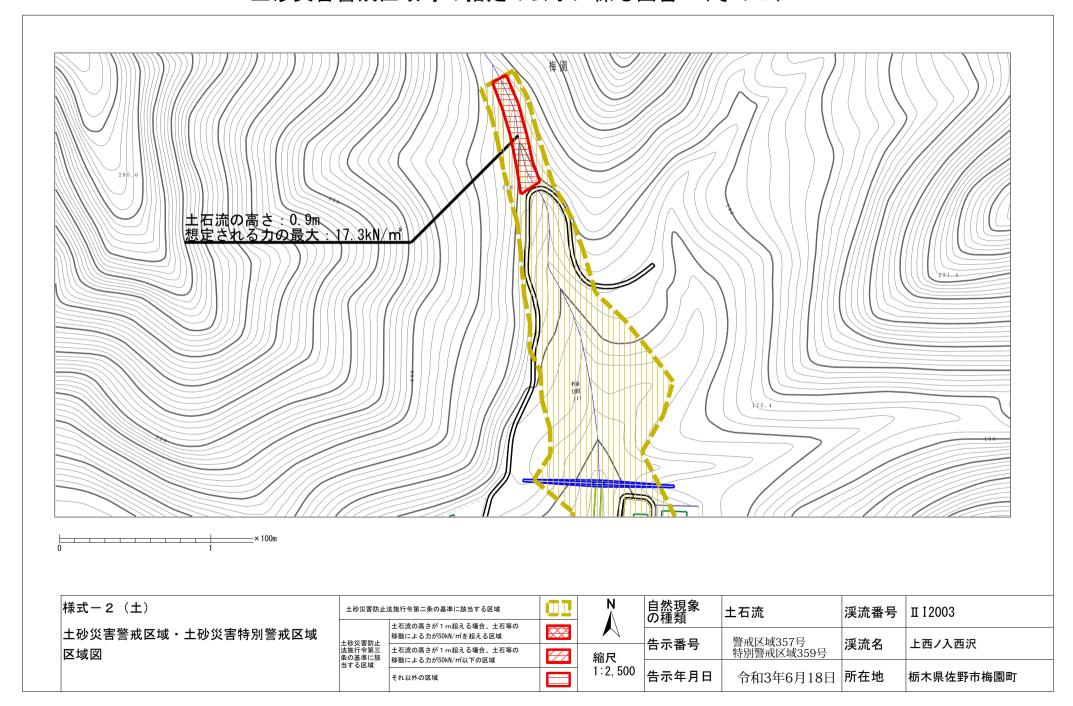
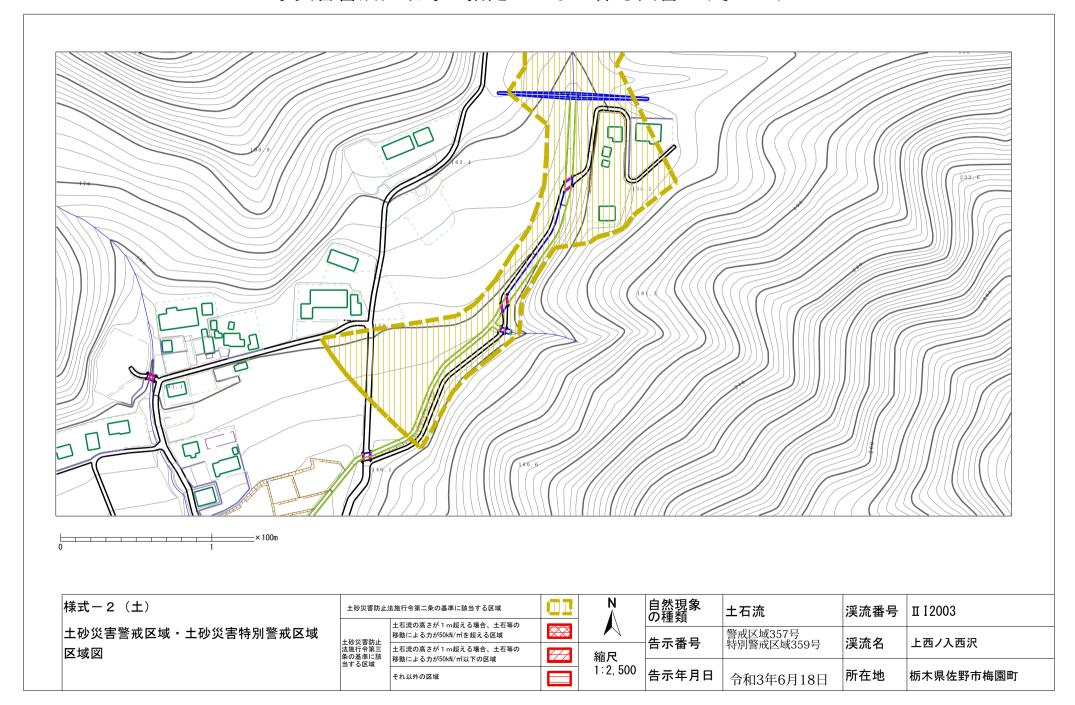
## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その1)



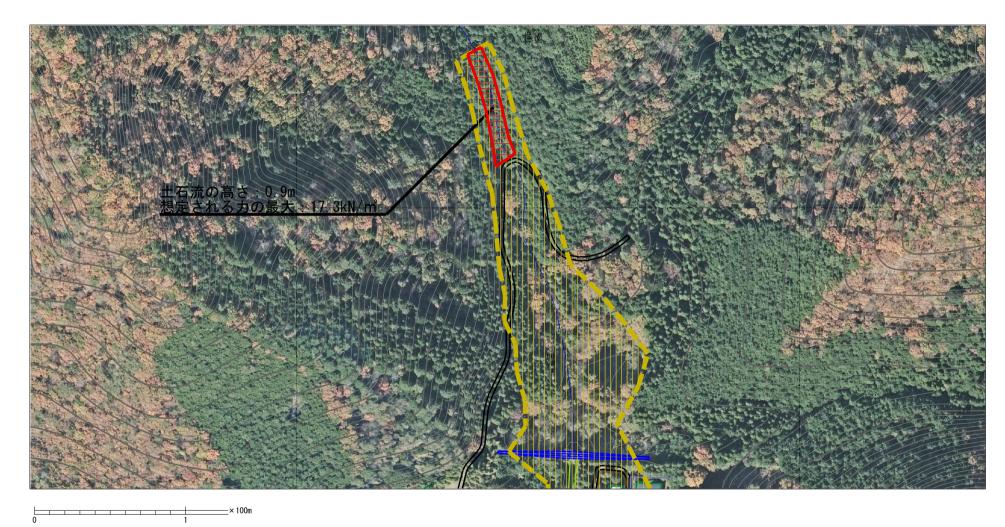
### 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その2)



## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その2)

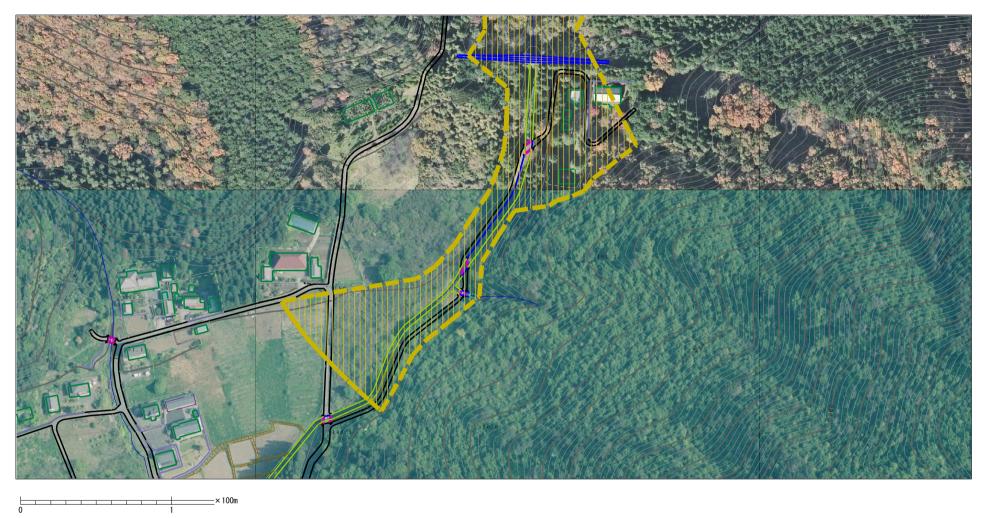


# 参考資料 (その3)



土砂災害防止	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N	自然現象 の種類	土石流	渓流番号	п 12003
	土石流の高さが1m超える場合、土石等の 移動による力が50kN/㎡を超える区域		縮尺 1:2,500			でたり	L = 13 = 10
上砂災告防止 法施行令第三 条の基準に該	土石流の高さが 1 m超える場合、土石等の 移動による力が50kN/㎡以下の区域			□ 古示番号	特別警戒区域359号		上西ノ入西沢
当する区域	それ以外の区域			告示年月日	令和3年6月18日	所在地	栃木県佐野市梅園町
		土石流の高さが1m超える場合、土石等の 移動による力が50kN/㎡を超える区域 土石流の高さが1m超える場合、土石等の 接続行令第三 全の基準に該 当する区域	土石流の高さが1m超える場合、土石等の 移動による力が50kN/㎡を超える区域 土石流の高さが1m超える場合、土石等の 大統行令第三 全の基準に該当する区域	土砂災害防止法施行す第一来の参半に設当する区域  土砂災害防止法施行令第三 生石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡を超える区域  土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡以下の区域  ・ 本石流の高さが1m超える場合、112 500		エ右流の高さが1 m超える場合、エ右等の 移動による力が50kN/mを超える区域 法施行令語と 全の基準に該当する区域 第動による力が50kN/mと超える場合、土石等の 移動による力が50kN/mと取る場合、土石等の 移動による力が50kN/m以下の区域 1:2 500 # - 佐 ロロ	

# 参考資料 (その3)



1								
参考資料	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		OI.	I N	自然現象 の種類	土石流	渓流番号	п 12003
	土砂災害防止 法施行令第三 条の基準に該 当する区域	土石流の高さが1m超える場合、土石等の 移動による力が50kN/㎡を超える区域		$\bigwedge$		<b>敬</b> 武区域257只	150 to 12	L = 13 = 10
		土石流の高さが1m超える場合、土石等の 移動による力が50kN/㎡以下の区域		縮尺 1:2,500	告示番号	警戒区域357号 特別警戒区域359号	渓流名	上西ノ入西沢
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年6月18日	所在地	栃木県佐野市梅園町